

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第10号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の等級が1級、2級、3級又は4級に該当するもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年障第117号）第7条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年障第117号）別表判定区分表に定める障害程度「軽度」に該当する者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を</p>

満たす障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。

(1) 本市に住所を有すること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームに入所している者については、その者の保護者が本市に住所を有すること。

(2) （略）

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する障害者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象者とし
ない。

(1) 障害者（次号に掲げる者を除く。）
又はその配偶者若しくは扶養義務者の
いずれかの前年の所得（1月から

満たす障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。

(1) 本市に住所を有すること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームに入所している者については、その者の保護者が本市に住所を有すること。

(2) （略）

(3) 障害者の前年の所得（1月から8月までの間に受けた医療に係る障害者医療費の助成については、前々年の所得とする。以下この条において同じ。）が規則で定める額以上でないこと並びに障害者の配偶者及び扶養義務者の前年の所得が規則で定める額以上でないこと。

8月までに受けた医療に係る障害者医療費の助成については、前々年の所得とする。）が、規則で定める額以上である場合

(2) 前条第1項第1号に掲げる障害者であってその障害の等級が4級のもの又はその配偶者若しくは扶養義務者のいずれかが、この条例による医療費の助成を受けようとする日の属する年度（4月から8月までの間に受けた医療に係る障害者医療費の助成については前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割又は同項第2号に規定する所得割が課されている場合

（助成の範囲）

第4条 本市は、障害者が国民健康保険法若しくは社会保険の規定により療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が障害者に係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときに、当該障害者、被保険者又は組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（医療費に対する付加給付制度があるときは、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受ける

（助成の範囲）

第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により障害者が療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が障害者に係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（医療費に対する付加給付制度があるときは、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受けることができる額を控

ことができる額を控除した額。以下この項において「負担すべき額」という。)を助成する。ただし、次の各号に掲げる者においては、それぞれ当該各号に定める額に限り助成する。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる障害者でその障害の等級が4級のもの
通院に係る医療費に係る負担すべき額のうち、規則に定める額を控除した額

(2) 第2条第1項第4号に掲げる障害者でその障害の等級が2級のもの
通院に係る医療費に係る負担すべき額

2 (略)

(届出)

第8条 受給資格者は、氏名、住所若しくは加入している医療保険の種類を変更したとき又は第3条第2項に規定する配偶者及び扶養義務者の状況に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

除した額)を助成する。ただし、第2条第1項第4号に掲げる障害者でその障害の等級が2級のものにあつては、通院に係る医療費に限り助成する。

2 (略)

(届出)

第8条 受給資格者は、氏名、住所又は加入している医療保険の種類を変更したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費を助成するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(健康福祉部障害福祉課)